

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

介護保険制度の居宅介護支援のサービスにあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

名 称	和 同 会
所 在 地	山口県宇部市大字西岐波229番地の3
法 人 種 別	医 療 法 人
代 表 者 職 名	理事長 高 橋 幹 治

2. ご利用の事業所

名 称	宇部リハビリテーション病院在宅支援センター
所 在 地	山口県宇部市大字西岐波229番地の3
管 理 者 の 氏 名	管理者 田 中 志 麻
電 話 ・ F A X 番 号	TEL (代表) 0836-51-3111 (直通) 0836-54-4647 FAX 0836-51-4441
指 定 事 業 所 番 号	3570200083

3. 事業の目的と運営の方針

事 業 の 目 的	要介護または要支援状態にある高齢者に対する適正な指定居宅介護支援の提供を行うことを目的とします。
施 設 運 営 の 方 針	① 要介護者などが自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の特性をふまえ、常に利用者の立場に立ち、要介護認定の申請などに係る援助及び居宅サービス計画の作成などを公正中立に行います。この計画などは、利用者のご希望に基づいて行います。また、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。 ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 秘密保持

秘 密 保 持 情 報 の 開 示	① 正当な理由がない限り、利用者及び家族に対するサービスの提供にあたって知り得た秘密は漏らしません。 ② サービス担当者会議などにおいて、サービス計画を作成するなどのために限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる事とし、必ず事前に利用者及び利用者の家族の同意を得ます。 ③ 利用者及び家族の申出に応じ、サービス提供記録を開示します。
-------------------	---

5. 職員の職種、人数及び職務体制

従 業 者 の 職 種	員 数 ・ 指 定 基 準	区 分 ・ 勤 務 体 制	休 暇	保 有 資 格
管 理 者 (主任介護支援専門員)	1名	常勤兼務・8:30~17:30	4週8休	看護師
介 護 支 援 専 門 員	4名 以上	常勤専従・8:30~17:30	4週8休	看護師 歯科衛生士 介護福祉士 管理栄養士

6. 営業日 *但し、利用者の実情に応じ、下記の営業日及び営業時間を変更することがあります。

営業日	毎週月曜日から金曜日の平日（盆、年末年始を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

7. 居宅介護支援

種類	内容
要介護認定の申請代行	利用者及び家族の依頼により、当該市町村へ要介護認定申請書を申請代行します。
サービス計画の立案作成	要介護者などが、自立した生活が営めるよう、その心身の特性をふまえ、常に利用者の立場に立ち、利用者の居宅を訪問の上、特定の居宅サービス事業者に偏ることのないようサービス計画を作成します。
情報提供 連絡調整	関係各市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 (※入院された場合は、入院先へ当事業所名と担当者をお伝えください)

8. 居宅介護支援サービスなどの利用料

要介護認定の申請代行	サービス計画の立案	情報提供・連絡調整
無料	無料	無料

9. 通常の事業の実施地域

実施地域	宇部市全域
------	-------

10. 苦情など申立先

当事業所ご利用に際して、ご不明な点や疑問点、苦情等ございましたら、下記相談窓口まで、お気軽にご相談ください。責任を持って、調査・改善をさせていただき等、当院で定めた手順により迅速、適切丁寧に対応します。

当事業所ご利用 相談窓口	<p>【宇部リハビリテーション病院在宅支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間 8:30～17:30（土・日、祝祭日、盆、年末年始を除く） ・電話 (0836) 51-3111 内線351・352 <p>又は当事業所にて対応、もしくは訪問いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者 田中 志麻（介護支援専門員） <p>【宇部市健康福祉部介護保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話 (0836) 34-8396 <p>【山口県国民健康保険団体連合会 苦情相談室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間 9:00～17:00（土、日、祝日は除く） ・電話 (083) 995-1010
-----------------	--

11. 事故発生時等の対応

事故発生時の対応	利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を行ないます。
損害賠償	サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、その賠償の責を負うものいたします。
再発防止	事業所内にて定めた医療安全管理マニュアルにより、原因解明及び再発防止対策を必要に応じて講じます。

12. ハラスメントに関する事項

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした行動であって、業務上必要かつ範囲を超えたものにより、事業所の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

13. 事業継続計画

事業所は、地震や風水害をはじめとした自然災害、大火災、感染症の拡大などの緊急事態に遭遇した場合においても、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための措置を講じます。

14. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

15. 身体拘束廃止に関する事項

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. 事業者及び重要事項説明者

居宅介護支援事業者 医療法人和同会 宇部リハビリテーション病院 在宅支援センター 管理者 田中志麻 印	重要事項説明者 氏名.....印
--	-------------------------